

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

○福島県監査委員  
監査公表八件

目  
次

福島県監査委員

---

**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から

---

通知があるので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳沼純子  
福島県監査委員 宮下雅志  
福島県監査委員 美馬武千代  
福島県監査委員 菅家惣一郎

28人 第1889号

平成29年1月18日

福島県監査委員 柳沼純子  
福島県監査委員 宮下雅志 様  
福島県監査委員 美馬武千代  
福島県監査委員 菅家惣一郎

福島県知事 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

のことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

### 平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
県有財産台帳の管理状況 (報告書17頁)	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>県有財産台帳又は公有財産表の記載内容誤り及び記載内容変更の処理漏れが複数件確認されており、県有財産台帳の管理が不十分である。</p> <p>今後は、財産管理者に年1回突合確認をさせるなどにより、内部けん制機能を充実させるような対策が必要である。</p> <p>また、新地方公会計制度の導入に当たって、既存の県有財産台帳等情報を充実させるような対策が必要である。</p> <p>また、新地方公会計制度の導入に当たって、既存の県有財産台帳等の情報を基に固定資産台帳を段階的に整備し、評価額を算定していく以上、既存の県有財産台帳に記載されている情報の正確性を改めて早急に検証することも必要である。</p>	<p>県有財産台帳を電磁的記録とし、公有財産の異動を県有財産台帳に財産管理者が直接記載することとした公有財産管理システムが平成25年10月に本格稼働したことを踏まえて、平成26年12月に開催した同システム操作研修会において事務処理テキストに沿っての事務処理とともに、下記留意事項を各所属に指導した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>常に財産の現況を正確に記録すること。</li> <li>異動事由ごとにそれぞれの異動を計上すること。</li> <li>異動の事実を証する確実な書類に基づくこと。</li> </ol> <p>また、平成28年3月31日現在の県有財産台帳価額の評価替えにおいて、不動産鑑定評価を行っているものはその鑑定評価額を台帳価額として採用する取扱いとし、県有財産台帳に記載されている情報の正確性の向上に努めた。</p> <p>なお、新地方公会計制度の導入に当たり、開始時固定資産台帳の整備に向けての棚卸作業を各財産管理者に依頼して、その情報の正確性を確認した。</p>
県営住宅全般 (報告書31頁)	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>財産管理課で作成している「財産に関する調書」、土木部建築住宅課で作成している「県営住宅管理台帳」、各建設事務所が作成している「財産台帳」のそれぞれの土地及び建物の面積を突合したところ差異があったの</p>	<p>平成22年度の財産管理課における「公会計管理台帳」のデータ入力作業においては、各建設事務所が「県営住宅管理台帳」及び「財産台帳」を基にデータを入力し、建築住宅課がチェックした。</p> <p>「県営住宅管理台帳」の修正も併せて行った。</p>

	で、公営住宅のデータベース作成に当たっては、今後は差異が発生しないような管理体制を構築すべきである。	
県営住宅全般 (報告書35頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          滞納者に関する民事調停手続、誓約書の入手、強制執行手続等に関しては、「県営住宅家賃未納者台帳」上に記載欄を設けて、必ず記載するようにすべきである。          また、未収債権の回収管理は実施していることから、指定管理者は民事調停書や強制執行手続に係る資料の写しを保管すべきである。</p>	<p>平成24年2月28日付けで福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領の様式2「県営住宅家賃未納者台帳」を改正し、記載例を示しつつ、各建設事務所及び県営住宅指定管理者へ同日付け23建第2327号により通知した。          また、同通知の中で、建設事務所から指定管理者へ関係資料の写しの送付を改めて依頼し、指定管理者へ同資料の保管を改めて依頼した。</p>
県営住宅全般 (報告書35頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          指定管理者への引継ぎ以前からある滞納債権について、過去の資料が十分に揃っていないケースがある。          そのために不納欠損処分すべき債権が処分できない例も散見されることから、可能な限り調査して資料を整備すべきである。</p>	<p>1 事前の確認・調査依頼          平成23年2月3日付け建築住宅課総括主幹名の事務連絡において、各建設事務所の自覚と対応策を促すため、資料確認及び債権確認を事前に依頼した。          2 平成23年3月1日付け22建第2776号「平成22年度包括外部監査報告書原案指摘事項への対応等について(依頼)」により、措置(対応)案の作成及び資料等の確認調査報告を依頼した。</p>
県中建設事務所所管の県営住宅 (報告書36頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          指定管理者への引継ぎ以前からある滞納債権のうち退去者に係るものについて、債権管理に不可欠な本人の連絡先、保証人住所氏名、過去の徴収状況などの重要書類が所在不明となっているケースがあり、非常に問題があるため、過去の資料の有無を改めて調査すべきである。</p>	<p>13か月以上の退去滞納者の内未納者台帳の無かった5名については監査後の捜索により所在が判明したため、債権分類を平成23年4月に行い、適正に処理している。          なお、12か月以下の退去滞納者について、未納者台帳が不明である3名分については、書類の捜索を引き続き行うこととし、万一、存在が確認されない場合は不納欠損に向けた処理を行う。その際、戸籍等を取り寄せるなどし、現在の所在地の調査を行う。</p>
県中建設事務所所管の県営住宅 (報告書36頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          「福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領」では、6か月滞納の段階で入居者に法的予告を通知し、民事調停手続を進めることとなっているが、滞納額が膨らまないように滞納期間が6か月未満でも早期に手続を行うべきである。</p>	<p>調停対象候補者には6か月以上又は10万円以上の滞納者をリストアップし候補者を選定している(年に4回)。          なお、3か月を超える滞納者についても、滞納が増える見込みの者については調停等の法的手段を執る旨、訪問時に口頭や文書で説明し、家賃納入を督促している。</p>
いわき建設	<b>【指摘事項】</b>	現在の当事務所における退去時

事務所所管の県営住宅 (報告書37頁)	退去者に係る滞納債権で不納欠損処分を行うと区分しているものに、退去時に敷金との相殺や最終月の家賃・駐車場代の請求などの必要な精算手続が行われなかつたために発生した滞納債権が散見されたため、退去時には適切な精算処理を行るべきである。	の精算手続きについては、月ごとに該当者のデータをエクセル帳票の一覧表に整理し、敷金と滞納家賃の相殺、日割り家賃の精算等の状況を確認後、必要に応じた会計処理を行っている。
警察共済組合保養所敷地 (報告書58頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          土地には段差があり、かなりの高低差があること、また、土地面積には使用できない斜面部分が含まれていることなどから、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、実態に基づいた評価額に見直すべきである。       </p>	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、奥行補正及びかけ地補正を行い、実態に基づいた評価額とした。
平上荒川県有地 (報告書62頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          現況では大部分が水路となっており、30千円/m<sup>2</sup>という現在の評価額は過大評価であり、道路部分や更地部分を除き、「公有財産評価替え要領」第9により、評価額を見直すべきである。       </p>	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、雑種地近傍地比準方式による雑種地補正を行った。
旧白河警察署職員公舎敷地 (報告書64頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          平成14年の入札時の予定価格が9,220,000円に対して、現在の県有財産台帳の評価額15,867,700円は実態に合わないため、「公有財産評価替え要領」第9により、再度の入札時の予定価格に基づいた評価額に見直すべきである。       </p>	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、平成14年入札時鑑定評価方式に基づく評価額計算を行った。
南湖県有地 (報告書86頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          現在の評価額は46,415m<sup>2</sup>で139百万円(約3千円/m<sup>2</sup>)であるが、平成21年の入札時の最低売却価格は31,877m<sup>2</sup>で10.1百万円(317円/m<sup>2</sup>)と比較すると9.5倍高く、実態とかけ離れた評価額となっているため、「公有財産評価替え要領」第9に基づいて、評価額を見直すべきである。       </p>	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、平成21年入札時鑑定評価方式に基づく評価額計算を行った。
会津若松建設事務所(旧県営住宅敷地) (報告書94頁)	<p><b>【指摘事項】</b>          入札時の予定売却価格(約19百万円)に対して現在の評価額(約59百万円)は3.1倍と実態とかけ離れた評価額となっているため、「公有財産評価替え要領」第9により予定売却価格に基づき評価額を見直すべきであ</p>	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、平成23年入札時鑑定評価方式に基づく評価額計算を行った。

	る。	
平上荒川県 有地 (報告書96 頁)	<b>【指摘事項】</b> 土地の形状や利用状況からすると、隣接する財産管理課所管の土地を合わせて総額240百万円（単価36千円/m <sup>2</sup> ）は実態からかけ離れており、道路部分や更地部分を除き、「公有財産評価替え要領」第9により、評価額を見直すべきである。	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、雑種地近傍地比準方式による雑種地補正を行った。
田島高等学 校（旧田島 高校実習畑 用地） (報告書99 頁)	<b>【指摘事項】</b> 平成22年3月の評価替えで評価額が約427.8百万円から約27.5百万円と大幅に引き下げられているが、実勢価格を踏まえると、従前の評価額には誤りがあった可能性が高いため、従前の評価額が適切であったかどうか再確認し、誤りがあった場合には再発防止策を検討することが望ましい。	平成22年度の評価替えの際の財産台帳評価額算出時の単価の入力ミスが確認された。 平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第9により、雑種地近傍地比準方式による雑種地補正を行った。
県南建設事 務所（砂防 環境整備事 業用地） (報告書119 頁)	<b>【指摘事項】</b> 平成22年3月の評価替え前の評価額には造成費等が含まれていたとのことだが、「公有財産評価替え要領」によらずに評価額を算出していたことになるため、公有財産の評価額決定に係る手続を再検証し、今後は適正な評価が行われるようにすべきである。	平成25年3月31日付けの公有財産評価替えにおいて、評価額に造成費等を含めることをせず、「公有財産評価替え要領」第5の(2)により、近傍類似地の固定資産評価額に基づく評価額計算を行った。
かもしか救 護舎 (報告書126 頁)	<b>【指摘事項】</b> 農林総務課所管の財産として整理されるべきものが、財務課所管の財産として県有財産台帳に登録されていた。	所管課で確認作業を進めた結果、当該目的で固定資産台帳に登録すべき資産がないことを確認した旨報告があったことから、当該台帳を含めて整理を行った。

(監査総務課)